



ジェフリー通信

すずか

2025

10月



「ジェフリーすずか通信」はホームページでもご覧になれます。

<http://www.city.suzuka.lg.jp/danjo/>



SUZUKA 女性活躍推進連携会議を開催しました



SUZUKA 女性活躍推進連携会議の様子

令和7年9月17日（水）に、本庁6階庁議室にてSUZUKA 女性活躍推進連携会議を開催しました。事務局より、令和6年度の事業報告及び、令和7年度の予定を含む実施事業について報告しました。幹事やオブザーバーの皆様から、女性の就労支援の現状や今後の方策、働きやすい職場環境づくりについて意見聴取や意見交換を行いました。今後も、あらゆる分野における男女共同参画の推進に向け、民学官の関係団体の皆様と連携し、事業に取り組んでいきます。

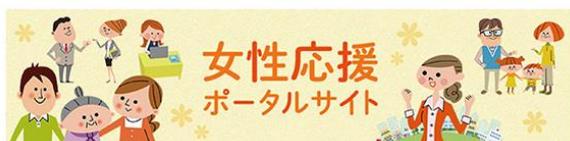
「女性応援ポータルサイト」令和7年度の

施策情報が掲載されました！

内閣府男女共同参画局では、「女性応援ポータルサイト」にて、子育て・介護、仕事、健康など、女性の生活に役立つ政府の支援策やサービス情報を定期的に更新しています。

令和7年度の最新施策情報も掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

なお、当該サイトでは女性向けの情報だけでなく、男性、企業、地方自治体向けの情報も掲載しています。ぜひご活用ください。



詳細はこちらをご覧ください

<https://www.gender.go.jp/policy/sokus>



独立行政法人男女共同参画機構法の成立について

第 217 回通常国会において審議された独立行政法人男女共同参画機構法案及び同法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、令和 7 年 6 月 20 日に成立、同月 27 日に公布されました。今回は一部抜粋してご紹介します。



国立女性教育会館(NVEC)の外観

法律の概要

男女共同参画社会基本法の施行から 25 年、我が国の男女共同参画の現状をみると、あらゆる分野の意思決定過程への女性の参画、女性の経済的自立、若者や女性に選ばれる地域づくり等、なお一層の努力が必要とされています。

こうした現状に鑑み、国の実施体制を強化するため、現在の独立行政法人国立女性教育会館（NVEC）を機能強化することで、男女共同参画に関する施策を総合

的に行う「ナショナルセンター」として、独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）を新設すること等を内容とする独立行政法人男女共同参画機構法（令和 7 年法律第 79 号。以下「機構法」という。）【※ 1】が令和 7 年 6 月 20 日に成立、27 日に公布されました。

機構法に基づき、令和 8 年 4 月 1 日に設立される機構には、「センターオブセンターズ」としての機能が付与されます。

機構の業務内容

機構の主な業務については次のとおりです。

① 広報・啓発活動

男女共同参画社会の形成に関する国民の理解を深めるための広報・啓発活動を行います。

② ネットワーク形成支援

地域の実情に応じて男女共同参画社会の形成を促進していくため、男女共同参画センターを拠点としたネットワーク形成を支援します。

③ 研修

施設設置型法人とせず、全国各地におけるアウトリーチ型研修や、オンラインでの研修、研修・教育プログラムの提供などを行います。

④ 専門的な調査及び研究

各地の男女共同参画センターが把握する地域の男女共同参画に関する課題等の把握・分析を行うとともに、データベースを構築します。

⑤ 情報及び資料の収集、整理及び提供

地域における男女共同参画社会の形成の促進に係る取組の好事例等の収集・提供、各地域の男女共同参画に関する課題等の情報の整理・提供を行います。

⑥ 各地の男女共同参画センター等に対する助言

各地の男女共同参画センターにおける個別事業の実施方法や、関係機関との連携方法など、①～⑤の業務に関するアドバイスを行います。

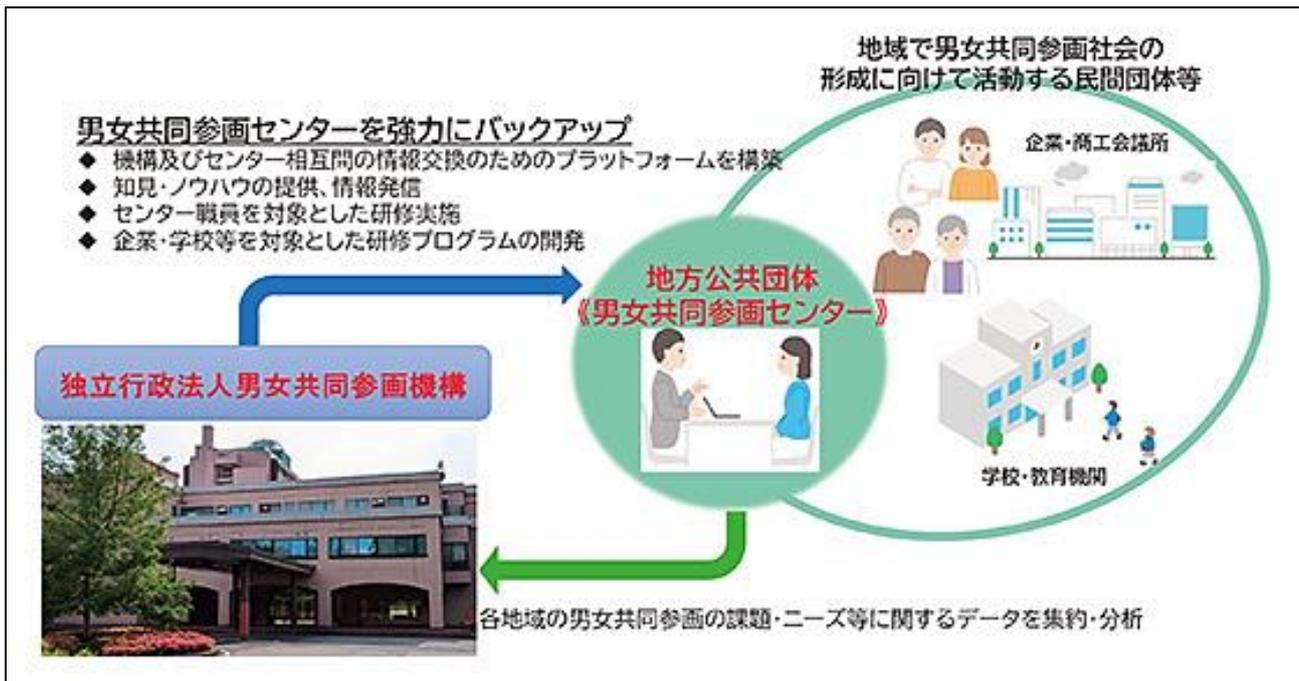
【※1】（機構法概要リンク）

<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-nwec/index.html>

【※2】（整備法概要リンク）

<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-nwec/index.html>

男女共同参画センターの法的位置付け



機構と男女共同参画センターの関係イメージ

機構法とあわせて、男女共同参画社会基本法が一部改正され、改正後の第 18 条において、男女共同参画センターが、「関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点」として法的に位置づけられました【※2】。そして、地方公共団体は、その機能を担う体制を、単独又は共同で確保するように努めることとされています。

同条の規定は地方公共団体の努力義務とされていますが、その機能を十分に果たすことが可能であれば、必ずしも、センター単独の施設が必要というものではなく、既存の施設にセンターの名称・機能を付与することも考えられます。

また、単独の市町村において、やむを得ずセンターの事業の一部又は全部の実施が難しい場合、近隣の市町村とのセンターの共同設置や近隣の市町村と役割分担して事業を行うことなども、条文上想定されています。

また、機構は、「ナショナルセンター」として、国、地方公共団体、民間団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとされる（改正後の第 10 条の 2）とともに、男女共同参画センターとしての機能を担う者は、業務を行うにあたっては、機構と密接に連携するように努めることとされています（改正後の第 18 条第 3 項）。

機構の強力な支援を受けた男女共同参画センターが、地域における様々な関係機関・団体（経済団体、学校、自治会・町内会、NPO 等）と連携・協働していくことで、男性も女性も、職場、家庭生活、地域その他のあらゆる場面で活躍できるような環境整備を図っていきます。



ジェフリーふえすた 2025 について

今年のテーマは 「“らしさ” とは?~自分の “らしさ” が〇〇を変える~」 です!
 現在、登録団体の皆さんと企画・準備を進めています。
 詳細は、広報すずか 11 月 5 日号をご覧ください。

なお、ふえすた開催に伴い、前日の 12 月 12 日 (金) 及び当日 12 月 13 日 (土) の間、貸館及び印刷工房は使用できません。御理解の程、よろしくお願いいたします。

【日時】 令和7年12月13日(土) 【場所】 鈴鹿市男女共同参画センター
 10:00~16:00(オープニングは9:50) (ジェフリーすずか)

生理用品を無料配置しています

鈴鹿市では「ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援」として生理用品の無料配布に加え、鈴鹿市役所の一部フロアトイレにも生理用品を無料配置しています。

【配置場所】 ①1階女子トイレ(北側) ②1階多目的トイレ(西側) ③2階女子トイレ(北側)
 ④11階女子トイレ(北側) ⑤15階女子トイレ(北側)

女性のための電話相談

10月 October 2025						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

059-381-3118 (直通)



相談日：毎週火・木・金曜日

(第4金曜日・休館日を除く)

時間 10:00~12:00 (午前)

13:00~16:00 (午後)

- ・女性の相談員が対応します。
 - ・相談は無料です。
 - ・相談内容などの秘密は厳守します。
 - ・必要に応じ、面接相談、市役所担当課等をご案内します。
- ：相談日 ・話し中の場合は、時間をおいておかけ直してください。

鈴鹿市男女共同参画センター

(愛称：ジェフリーすずか)



〒513-0801

三重県鈴鹿市神戸二丁目 15 番 18 号

(かんべ再開発ビル3階)

TEL059-381-3113 FAX059-381-3119

E-mail danjokyodosankaku@city.suzuka.lg.jp

ジェフリーすずか

検索

